

令和2年度 事務事業総点検シート(1)  
[ 令和元年度事務事業 ]

特別会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	成年後見制度利用支援事業				シート番号	011-072
担当部署名	健康福祉	局	長寿社会	部	長寿支援	課 評価責任者(課長名)
						羽野

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	2	地域全体で支える福祉の仕組みづくり	無
	2	事業開始年度	平成 15 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	成年後見制度の利用の促進に関する法律、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	4	関連計画	第4次堺市地域福祉計画、第4次堺市障害者長期計画、第5期堺市障害福祉計画、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)～32(2020)年度)、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画			
5	事業実施の経緯	介護保険制度と合わせて、成年後見制度が平成12年4月に創設(禁治産制度から改正)され、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正によって市町村長申立権の付与規定が新設されたことに伴い、平成15年度から本事業を実施。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	【申立費用】市長申立てを必要とする。 【成年後見報酬】本市に住所を有する、成年被後見人たる認知症高齢者で、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者。				
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるようにすること。				
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	【市長申立事務】 成年後見制度の適用を必要としているにもかかわらず、市長の他に申立てのできる親族等がない認知症高齢者等が後見、保佐又は補助を受けるために、市長申立を行っている。申立書類作成業務のうち、親族関係図等作成業務については大阪府行政書士会に委託している。また、申立に係る費用負担が困難な認知症高齢者等に対し、必要となる費用の全部又は一部を給付する。さらに、その申立費用を負担する(本人に求償する場合がある)。 【成年後見報酬】 後見人等が選任され、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、後見報酬の全部または一部を本人に給付する。 <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
10	直接実施以外の主な支出先	大阪府行政書士会					

Ⅲ. 投入量

項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	
11 事業費 (a)	千円	13,359	10,972	20,041	15,014	30,835	27,297	29,947	
主な事業費内訳	扶助費(後見等報酬)	千円	10,671	7,778	17,091	11,255	27,428	23,924	26,200
	役務費(鑑定料、申立費用等)	千円	843	810	859	804	947	993	979
	委託料	千円	1,845	2,384	2,091	2,955	2,460	2,377	2,768
	国・府支出金	千円	7,714	6,418	11,574	8,671	17,807	15,764	17,294
	財源内訳	千円							
	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円							
	市債	千円							
その他(被保険者保険料)	千円	3,073	2,414	4,609	3,453	7,092	6,278	6,888	
一般財源	千円	2,572	2,140	3,858	2,890	5,936	5,255	5,765	
12 人件費 (b)	千円	2,460	2,460	2,460	2,460	2,430	2,430	2,460	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	15,819	13,432	22,501	17,474	33,265	29,727	32,407	

## 令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業	シート番号	011-072
-------	--------------	-------	---------

### Ⅳ. 評価(測定・分析)》

#### ロジックモデルの考え方



#### 事業の活動実績や成果

		令和元年度実績					
活動実績と成果	14	<p>高齢者の権利擁護のため、市長の他に申立てのできる親族等がない人で、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるよう、各区保健福祉総合センター地域福祉課において申立てを行った。市長申立件数:40件、報酬給付件数:121件 また、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、後見報酬の全部または一部を本人に給付する成年後見制度利用支援事業を実施した。成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立及び国の成年後見制度利用促進基本計画の策定を受け、平成30年10月から給付対象者を見直したことにより、申請件数が増加傾向にある。</p>					
		指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	15	老人福祉法に基づく市長申立件数	件	-	-	-	-
				目標値	-	-	-
				実績値	41	54	40
				達成率	-	-	-
				評価	-	-	-
			算出方法・設定根拠など				
			制度利用が必要な方について随時実施しているため、目標値を設定することは困難であるが、実績として、市長申立を行った件数を計上				
			指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
16	報酬給付件数	件	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	
			実績値	38	62	121	
			達成率	-	-	-	
			評価	-	-	-	
		算出方法・設定根拠など					
		後見人等からの申請に対して随時実施しているため、目標値を設定することは困難であるが、実績として、報酬を給付した件数を計上					

#### 事業の効率性

		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
17	①	老人福祉法に基づく市長申立件数	件	41	54	40
	②	上記①にかかる年間経費	千円	1,122	1,218	1,112
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	27,366	22,556	27,800
		備考(算出についての説明等)	実際に支出した申立費用から算出			
		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18	①	報酬給付件数	件	38	62	121
	②	上記①にかかる年間経費	千円	8,598	12,076	24,734
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	226,263	194,774	204,413
		備考(算出についての説明等)	実際に支出した報酬額から算出			

#### 業績の分析

	<p>目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p>	
19	<p>成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらずその申立てが困難である者について、老人福祉法等の規定に基づいて市長申立てを行っている。 また、成年後見制度利用支援事業の対象者を見直したことにより、成年後見制度の適用を必要としている者の利用が促進された。</p>	

- 【分析のチェックポイント】**

  - 事業の達成度はどうでしたか。
  - 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありましたか。
  - 資源投入は適切でしたか。
  - 事前想定できない外的要因の影響はありましたか。
  - 有効性は高いですか。低いですか。
  - 効率性は向上していますか。
  - RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありましたか。
  - ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業	シート番号	011-072
-------	--------------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。

⇒

確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	<b>事業廃止の可能性</b> <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	<b>廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響</b> 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、国においても、成年後見制度の利用促進を進めている。当該事業を廃止することは、制度の適用が必要な方の申立手続きが困難となり、権利侵害に繋がる可能性がある。
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	<b>事業休止の可能性</b> <input type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できない	<b>休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響</b> 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、国においても、成年後見制度の利用促進を進めている。当該事業を休止することは、制度の適用が必要な方の申立手続きが困難となり、権利侵害に繋がる可能性がある。
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	<b>コストの縮減</b> <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 縮減できない	<b>縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由</b> 本事業については、これまでも見直しを図ってきたが、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、国においても、成年後見制度の利用促進を進めている。当該事業の規模を縮小することは、制度の適用が必要な方の申立手続きが困難となり、権利侵害に繋がる可能性があるため、縮減できない。
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	<b>事業手法の適切性</b> <input type="checkbox"/> 改善する必要がある <input type="checkbox"/> 改善する必要がない <input checked="" type="checkbox"/> 既に対応できている	<b>改善する場合は改善策、その他は理由</b> 成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援給付金の事務については、対面ではなく電話等の手法による対応や郵送による申請受付など、方法を工夫して実施している。
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	<b>効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は■、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は□)</b> ① <input checked="" type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input checked="" type="checkbox"/> 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名 (障害施策推進課) 関連事業名 (成年後見制度利用支援事業) ④ <input checked="" type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他( )	<b>理由・説明</b> 申立事務にあたって、親族関係図等作成業務を行政書士会へ委託することで効率化を図っている。 また、成年後見制度の利用促進については、大阪家庭裁判所堺支部や大阪府とも連携を図りながら取組を進めている。 さらに、他政令市においても成年後見制度利用支援事業については同様の水準での事業を実施している。
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	<b>事業の方向性</b> <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 改善して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 <b>公金投入の方向性</b> <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	<b>実施年度</b> <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降	
		<b>所見</b> 高齢者虐待など複雑なケースに対応するため、地域の支援機関や家庭裁判所との連携を深め、相談支援力の向上を図っていく。		